

福井市指定訪問型予防給付相当サービス及び指定訪問型基準緩和サービス（A型）事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める要綱

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、福井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「市実施要綱」という。）第4条別表に規定する第一号訪問事業のうち、訪問型予防給付相当サービス（以下「訪問型相当サービス」という。）及び訪問型基準緩和サービス（A型）（以下「訪問型A型サービス」という。）の人員、設備及び運営等に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）、市実施要綱、福井市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱及び福井市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤のサービス提供責任者の員数に換算する方法をいう。
- （2） 一定の研修 訪問型A型サービスの従事者を対象に指定事業者等において実施する、別に定める研修をいう。

（事業の一般原則）

第3条 法第115条の45の5第1項の規定により訪問型相当サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定訪問型相当サービス事業者」という。）及び訪問型A型サービスの事業に係る指定事業者の指定を受けた者（以下「指定訪問型A型サービス事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型A型サービス事業者は、その事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型A型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型A型サービス事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

5 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型A型サービス事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。

（1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

（2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

（3） 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施すること。

6 指定訪問型相当サービス事業者及び指定訪問型A型サービス事業者並びにこれらの役員（取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同

等以上の支配力を有する者と認められる者をいう。)は、福井市暴力団排除条例(平成23年福井市条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団(以下この項において「暴力団」という。)若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であってはならない。

第2章 指定訪問型相当サービス

(指定訪問型相当サービスの事業の基準)

第4条 指定訪問型相当サービス事業者から、当該事業を行う事業所(以下「指定訪問型相当サービス事業所」という。)により提供される当該指定に係る訪問型相当サービス(以下「指定訪問型相当サービス」という。)の人員、設備および運営に関する基準は、この章に定めるものを除くほか、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和6年厚生労働省告示第84号。以下「基準告示」という。)に準じるものとする。

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定訪問型相当サービス事業者が指定訪問型相当サービス事業所ごとに置くべき訪問介護員等(指定訪問型相当サービスの提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者)の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者(当該指定訪問型相当サービス事業者が指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型相当サービスの事業と、指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつ

ては、当該事業所における指定訪問型相当サービス及び指定訪問介護の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であって、専ら指定訪問型相当サービスに従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問型相当サービス事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定訪問型相当サービス事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- 6 指定訪問型相当サービス事業者が指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型相当サービスの事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 指定訪問型相当サービス事業者は、指定訪問型相当サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型相当サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型相当サービス事業所の他の職務に従事

し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備に関する基準）

第7条 指定訪問型相当サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型相当サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者が、指定訪問介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型相当サービス事業と指定訪問介護の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（不当な働きかけの禁止）

第8条 指定訪問型相当サービス事業者は、介護予防サービス計画及びケアプランの作成又は変更に関し、介護予防支援事業者等の担当職員等又は居宅要支援被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

（記録の整備）

第9条 指定訪問型相当サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定訪問型相当サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型相当サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存しなければならない。

（1） 訪問型相当サービス計画

（2） 基準告示第17条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3） 基準告示第40条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない

理由の記録

- (4) 基準告示第20条の規定による市への通知に係る記録
- (5) 基準告示第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 基準告示第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第3章 指定訪問型A型サービス

(基本方針)

第10条 指定訪問型A型サービス事業者から、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型A型サービス事業所」という。）により提供される当該指定に係る訪問型A型サービス（以下「指定訪問型A型サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善又は生活機能の維持又は向上を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日老計第10号厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長通知）において例示される身体介護を含まない掃除、買い物、調理などの生活援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従事者等の員数)

第11条 指定訪問型A型サービス事業者は、指定訪問型A型サービス事業所ごとに、従事者（指定訪問型A型サービスの提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者又は別に市長が定める一定の研修を受講した者をいう。以下同じ。）について、当該指定訪問型A型サービスの提供を適切に実施するために常勤換算法で1.0以上必要な員数を置かなければならない。

2 指定訪問型A型サービス事業者は、指定訪問型A型サービス事業所ごとに、従事者のうち、厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（平成24年3月13日厚生労働省告示第118号）の要件を備える者1人以上必要な数の者を訪問事業責任者としなければならない。

い。

- 3 前項の訪問事業責任者は、当該指定訪問型 A 型事業者が指定訪問介護事業者又は指定訪問型相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型 A 型サービスの事業と指定訪問介護又は指定訪問型サービスの事業が同一の事業所で一体的に運営されている場合で、訪問型 A 型サービスの提供に支障がない場合にあっては、サービス提供責任者をもって充てることができる。
- 4 第 2 項の訪問事業責任者は、利用者に対する訪問型 A 型サービスの提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。

(管理者)

- 第 12 条 指定訪問型 A 型サービス事業者は、指定訪問型 A 型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型 A 型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型 A 型サービス事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備に関する基準)

- 第 13 条 指定訪問型 A 型サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型 A 型サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 指定訪問型 A 型サービス事業者が、指定訪問介護事業者又は指定訪問型相当サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型 A 型サービスの事業と指定訪問介護又は指定訪問型相当サービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 7 条第 1 項又は本要綱第 7 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(生活援助の総合的な提供)

第 1 4 条 指定訪問型 A 型サービス事業者は、指定訪問型 A 型サービス事業の運営に当たっては、第 1 0 条に規定する生活援助を常に総合的に提供するものとし、生活援助のうち特定の支援に偏することがあってはならない。

(指定訪問型 A 型サービスの事業の基準)

第 1 5 条 指定訪問型 A 型サービスの人員、設備および運営に関する基準は、この章に定めるものを除くほか本要綱が指定訪問型相当サービスについて定めるところによるものとする。

第 4 章 委任

(委任)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。